

【新旧対照表】貸金業の業務運営に関する自主規制基本規則

(下線部分改正箇所)

旧	新
第1条～第2条 (略) (法令遵守等) 第3条 協会員は、法その他の関係法令等（ <u>貸金業者向けの総合的な監督指針</u> （以下「 <u>監督指針</u> 」という。）を含む。）を遵守するほか、第2章各則その他規則によって遵守しなければならないものとして定められた事項を遵守しなければならない。	第1条～第2条 (略) (法令遵守等) 第3条 協会員は、法その他の関係法令等（ <u>貸金業者向けの総合的な監督指針</u> （以下「 <u>監督指針</u> 」という。）及び平成25年12月5日に「 <u>経営者保証に関するガイドライン研究会</u> 」から公表された「 <u>経営者保証に関するガイドライン</u> 」（以下「 <u>経営者保証ガイドライン</u> 」という。）を含む。）を遵守するほか、第2章各則その他規則によって遵守しなければならないものとして定められた事項を遵守しなければならない。
2～4 (略)	2～4 (略)
第4条～第10条 (略) (社内態勢整備) 第11条第1項～第2項 (略) (新設)	第4条～第10条 (略) (社内態勢整備) 第11条第1項～第2項 (略) 3 <u>貸金業務をコンピュータシステムを用いて大量に処理をする協会員について</u> <u>は、監督指針に定める「システムリスク管理態勢」を踏まえて業務規模に応じた必要な社内態勢整備に努めることで、貸金業の業務の適切な運営を確保しなければならない。</u> 4 <u>中小企業・小規模事業者等との貸付けの契約を行う協会員については、「経営者保証ガイドライン」の趣旨や内容を十分に踏まえた適切な対応を行うことにより、「経営者保証ガイドライン」を融資慣行として浸透・定着させていくことが求められており、必要な社内態勢整備に努めることで、貸金業の業務の</u>

【新旧対照表】貸金業の業務運営に関する自主規制基本規則

(下線部分改正箇所)

旧	新
	<u>適切な運営を確保しなければならない。</u>
第 11 条の 2 ~ 第 79 条 (略) 附 則 (平20. 3. 1) ~附 則 (平25. 10. 1) (略) (新設)	第 11 条の 2 ~ 第 79 条 (略) 附 則 (平20. 3. 1) ~附 則 (平25. 10. 1) (略) <u>附 則 (平26. 6. 10)</u> <u>この改正は、平成26年6月10日から施行する。</u> <u>(注) 改正条項は、次のとおりである。</u> <u>第 3 条、第 11 条を改正。</u>